

「証券保管振替機構の組織・運営のあり方に関する
ワーキング・グループ」(第5回)議事要旨

【開催日時】 平成12年8月10日(木) 午前10時~11時30分

【場所】 日本証券業協会 第1会議室

【主な議題】 株式会社化に伴う具体的な問題点

【議事要旨】

証券保管振替機構の株式会社化に伴う具体的な問題点について、大要次のような検討が行われた。

前回までの議論における主な意見の整理・確認を行うとともに、これまでのまとめとして、証券保管振替機構の株式会社化のメリット等及び株式会社化に伴う新たなコスト(税負担等)について、配付資料に基づき、事務局及び証券保管振替機構から説明が行われた。

証券保管振替機構及び事務局から、現行の証券保管振替機構に対する公益性・公共性確保のための規制、及び、証券取引所等の株式会社化に当たっての公共性確保の考え方等について説明があった後、保管振替機関を株式会社化する場合における公益性・公共性の確保の問題について議論が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ 公益性・公共性の確保は重要であると思うが、それらを重視しすぎて競争原理(新規参入)が阻害されないように配慮すべきである。競争原理が働くことにより効率化が図られるため、その意味では効率化を実現する手段として競争原理を確保しておく必要がある。
- ・ 決済インフラという性格を考えた場合、公益性・公共性の確保は重要である。
ただし、それらを確保するためには保管振替機関に課されている現行の規制は多すぎ、見直しが必要ではないか。

株式会社化に当たっての検討事項に関して、各国CSDの貸借対照表、公益法人としての法律も含めた規制上の問題点、資本金の額、出資者の範囲、各出資者の出資額等について、証券保管振替機構及び事務局から説明があった後、議論が行われた。主な意見は次のとおりである。

- ・ 証券保管振替機構は自主規制機関ではないこと及び機動性確保の観点から、同機構の株式会社化に当たっては出資制限を厳格に設定しない方がよい。出資比率は利用度合に応じて決めるのが合理的と考えられる。

証券保管振替機構が株式会社に移行する過程のイメージについて証券保管振替機構から説明があった後、これまでの議論全体を通じての追加的な意見・疑問点として、委員による意見交換が行われた。主な意見は次のとおりである。

- ・ 現在の証券保管振替機構を株式会社化する場合には、財団法人に出捐された財産を新たに設立する株式会社の出資に充てることはできないこととされている。また、財団法人を同一法人格のまま株式会社化することは、立法論的にもほぼ不可能である。
- ・ 証券保管振替機構の今後の業務については、国際標準のサービス、新規業務への対応、IT革命への対応という観点から、相応の資金調達が必要であると思う。
- ・ アメリカのDTCは非常に優れた制度を有する決済機関であり、証券保管振替機構が株式会社化することとなった場合には参考にすべき点が多い。具体的には、出資者を参加者に限定していること、利用度合に応じた株式持分の調節が行われていること、利益の分配については配当ではなく手数料の割戻しという形で行われていること等が挙げられる。
- ・ 今後は、個別の問題点に関して公益性、株式保有制限、業務制限、財務の健全性について議論を深める必要がある。

最後に、中井座長から、「本ワーキング・グループの設置要綱にもあるように、決済機関の株式会社化に関連する問題については、他の検討課題と切り離して早めに方向性を固めることとされている。当局からは『立法化の検討作業もあり、9月中にはコンクリートな方向性を出してもらいたい』との要請も受けているので、本ワーキング・グループの親委員会である証券受渡・決済制度改革懇談会を9月半ばに開催することを予定している。そのため、証券受渡・決済制度改革懇談会の開催に向けて、本ワーキングにおけるこれまでの議論を事務局で整理し、8月下旬にワーキング・グループを再度開催したい。」旨の発言があり、今回の会合を終了した。

【今後の予定】

次回会合は8月24日に開催する予定。

以 上

本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。

本件についてのご意見、お問い合わせは、下記まで電子メール又はお電話にてお寄せください。

日本証券業協会 公社債部
電子メール：saiken@jsda.or.jp
電話：03-3667-8456